

# 10月定例教育委員会会議録

## 公開案件

開催日時	令和2年10月20日（火） 午前10時から	
開催場所	奈良市役所 中央棟地下1階 地下会議室	
出席者	委員	北谷教育長、都築委員、畑中委員、柳澤委員、梅田委員 【計5人出席】
	事務局	五味原補佐、井関、福岡
	理事者	<p>【教育委員会】</p> <p>立石教育部長、増田教育部次長、廣岡教育部次長、小林教育政策課長、黒田教育総務課長、川端教育施設課長、山田教職員課長、細川地域教育課長、松浦文化財課長、伊東学校教育課長、久保田いじめ防止生徒指導課長、中川保健給食課長、垣見教育支援・相談課長、大橋中央図書館長、杉本一条高等学校事務長、吉田教育監、石原教育センター所長</p> <p>【市長部局】</p> <p>鈴木子ども未来部長、玉置子ども政策課長</p>
開催形態	公開（傍聴人 2人）	
議題	<p>1 議案</p> <p>議案第27号 令和3年度奈良市立中学校夜間学級生徒募集要項について <b>非公開</b></p> <p>議案第28号 奈良市放課後児童健全育成事業補助金交付要綱の一部改正について</p> <p>議案第29号 奈良市文化財保護審議会委員の委嘱について</p> <p>議案第30号 奈良市立学校設置条例の一部改正について <b>非公開</b></p> <p>2 協議事項</p> <p>(1) 「奈良市の目指す教育について～次期奈良市教育振興基本計画（案）について～」</p> <p>(2) 「(仮称) 一条高等学校附属中学校の設置について」 <b>非公開</b></p>	

<p>決定取り纏め事項</p>	<p>1 議案</p> <p>議案第27号 令和3年度奈良市立中学校夜間学級生徒募集要項については、可決した。</p> <p>議案第28号 奈良市放課後児童健全育成事業補助金交付要綱の一部改正については、可決した。</p> <p>議案第29号 奈良市文化財保護審議会委員の委嘱については、可決した。</p> <p>議案第30号 奈良市立学校設置条例の一部改正については、可決した。</p> <p>2 協議事項</p> <p>(1)「奈良市の目指す教育について～次期奈良市教育振興基本計画(案)について～」は、意見交換・協議した。</p> <p>(2)「(仮称)一条高等学校附属中学校の設置について」は、意見交換・協議した。</p>
<p>担当課</p>	<p>教育委員会教育部 教育政策課</p>
<p><b>議事の内容</b></p>	
<p>教 育 長</p>	<p>おはようございます。 皆さんおそろいでしょうか。</p>
<p>教 育 部 長</p>	<p>本日、案件の関係者として、教育監と教育センター所長を出席させたいと思いますが、よろしいでしょうか。</p>
<p>教 育 長</p>	<p>はい、結構です。 それでは、始めさせていただきます。 まず、事務局より資料について説明願います。</p>
<p>事 務 局</p>	<p>本日の案件に関する資料につきましては、既に配付いたしております資料のとおりでございます。よろしく願いいたします。</p>
<p>教 育 長</p>	<p>本日の委員会は、委員全員が出席しており、委員会は成立いたします。 ただいまから10月定例教育委員会を開会いたします。 本日の会議録署名委員は、私と都築委員でお願いします。 次に、会議録の確認を行います。 令和2年9月定例委員会、9月29日開催の議事録の署名委員は、私と梅田委員です。 梅田委員、いかがでしょうか。</p>

梅田委員

結構です。

教育長

ありがとうございます。

案件に入る前に、林政行様ほか1名の方から傍聴の申出があり、傍聴規則第2条及び第3条の規定に基づきまして、2名の傍聴券を交付しましたので、ご報告を申し上げます。

それでは、傍聴人の方をご案内ください。

それでは、本日の案件に入ります。

本日の案件は、議事4件、協議事項2件の計6件でございます。

本日の案件のうち、議案第27号及び協議事項(2)は「公表前の情報に関する案件」であるため、また、議案第30号は「議会の議決を経るべき案件」であるため、非公開として審議すべきであると思いますが、いかがいたしましょうか。

教育委員

異議なし。

教育長

異議なしと認めます。

よって、議案第27号及び議案第30号並びに協議事項(2)は、非公開とすることに決定いたします。

それでは、公開の案件から始めます。

まず、議案第28号「奈良市放課後児童健全育成事業補助金交付要綱の一部改正について」地域教育課長より説明願います。

地域教育課長

民間の放課後児童クラブの補助金に関する交付要綱について、一部改正しようとするものです。

奈良市には、市立のバンビーホームのほかに、民間の放課後児童クラブが5つあり、いずれも国・県から補助を受けて運営をしておりますが、今回改正しようとするのは、奈良市から民間に補助している要綱の改正であります。

資料1ページの改廃調書をご覧ください。2番のところですが、今回の一部改正の根拠として、国の「子ども・子育て支援交付金の交付について」の一部改正があり、令和2年5月20日に、国から、国の交付金の定めについて、改正するという通知がございましてので、それに基づき奈良市が定めている、民間の放課後児童クラブへの補助金の取決めについても、同様に改正をさせていただくものです。

資料の2ページ以降が具体的な改正の中身になっており、7ページまでが、新旧対照表でございます。運営費の補助基準額を、国の改正を受けまして、同様に、改正案のとおり改正しようとするものです。

改正については、補助基準が少し高くなっておりますので、この改正を行うことで、手元の計算でいきますと、年間の補助額は、長期が若干手厚くなるというところでありまして。

教 育 長	<p>参考資料といたしまして、8ページから13ページにわたって、今回の改正をさせていただくための告示文書、それから14ページから18ページまでが、現行の奈良市の補助金交付要綱をつけております。</p>
梅 田 委 員	<p>国の改定によって、民間の事業者への補助基準の額の改定があったので、それに合わすということでした。 ご意見、ご質問ございますでしょうか。</p>
地域教育課長	<p>民間の施設の活用の焦点として、定数をしっかり満たす形での活用にはなっているのでしょうか。</p>
梅 田 委 員	<p>申し訳ございませんが、直近の具体的な人数までは、この場に用意できておりません。奈良市には、奈良市立のバンビーホームが43ホームございますし、社会福祉法人が運営している、民間のバンビーホームが5クラブございます。基本的には、この要綱に合わせる形で、放課後の子どもたちの居場所を、しっかり確保するという観点で運用させていただき、その部分について、民間のクラブについても、しっかりとさせていただきたいと思っております。加えて、奈良市立のバンビーホームでも、いろんなコロナの対応をしているのと同様に、民間のバンビーホームでも、学校の休業がありましたものですから、開所時間を延ばすというような対応をしていただき、それに対する補助もしてきております。民間バンビーホームについても、しっかりと子どもの居場所を確保するというので、活動していただいているものと認識しております。</p>
教 育 長	<p>民間の施設についても、保育所を運営しておられて、そのまま放課後の子どもたちを預かっていただいているという、そういう安心感もあったりする一方、バンビーホームそのものが、非常に密集度の高い施設であるということの心配も、お話にも出ておりました。今、ご説明もありましたように、官民がしっかり一体となって、小学校に通う子どもたちの放課後の時間帯、受け入れていくというその体制を、またしっかりとつくっていてももらいたいと思います。</p>
教 育 委 員	<p>ほかにご意見ございませんでしょうか。 それでは、今、梅田委員からご指摘のあった、官民の連携については、よろしく願いをいたします。 ご意見がないようですので、議案第28号「奈良市放課後児童健全育成事業補助金交付要綱の一部改正について」採決いたします。 本案を原案どおり可決することに決しまして、ご異議ございませんか。</p>
教 育 委 員	<p>異議なし。</p>

教 育 長

異議なしと認めます。

よって、議案第28号は、原案どおり可決することに決定いたしました。それでは、続きまして、議案第29号「奈良市文化財保護審議会委員の委嘱について」文化財課長より説明願います。

文化財課長

令和2年10月31日をもって任期満了となります、奈良市文化財保護審議会委員について、奈良市文化財保護審議会条例第3条第3項の規定に基づき、新たに2年間、令和2年11月1日から令和4年10月31日までの任期をもって、委嘱しようとするものです。今回委嘱する委員は12名であり、資料1にその名簿を載せさせていただいております。現在、奈良市文化財保護審議会委員は13名ですが、今回、そのうち10名の方に引き続きお願いし、委嘱しようとするものです。加えて、新たに2名の方を審議会委員として委嘱しようとするものです。新たに委嘱させていただくのが、資料1の名簿にあります、5番の奈良文化財研究所の吉川室長と、9番の奈良女子大学の館野名誉教授でございます。このうち館野氏につきましては、現在、審議会の部会の臨時委員として委嘱させていただいており、今回の委員の新たな委嘱につき、部会のほうの臨時委員を、解職させていただくものでございます。

教 育 長

この件に関しましてご意見、ご質問、よろしく願いをいたします。

都 築 委 員

館野先生が部会の臨時委員から、審議会委員に入られたということは、部会のほうは、どなたか代わりの方がおられるのでしょうか。

文化財課長

今のところ、代わりの方はおられず、臨時委員が1名となっております。

都 築 委 員

それはそれで、いつも問題がないことなんですか。

文化財課長

臨時委員の委嘱につきましては、また新たにということになっております。

都 築 委 員

臨時委員ということですから、部会が開かれるとか、必要に応じてということですか。

文化財課長

部会には、審議会の委員から、5名加わることになっております。館野氏が審議会の委員になられましたら、恐らく、そちらの部会にも、また出られる形になると思います。

教 育 長

よろしいでしょうか。

ほかに、ご意見等ございませんでしょうか

教育委員	<p>それでは、ご意見がないようですので、議案第29号「奈良市文化財保護審議会委員の委嘱について」、採いたします。</p> <p>本案を原案どおり可決することに決しまして、ご異議ございませんか。</p> <p>異議なし。</p>
教育長	<p>異議なしと認めます。</p> <p>よって、議案第29号は原案どおり可決することに決定いたしました。</p> <p>それでは、続きまして、協議事項に移ります。</p> <p>今月、公開の協議事項は1件でございます。</p> <p>協議事項のテーマは、「奈良市の目指す教育について～次期奈良市教育振興基本計画（案）について～」でございます。</p> <p>大体11時ぐらいを目途に、ご協議いただければと思っております。</p> <p>それでは、教育政策課長から説明願います。</p>
協議事項	<p>協議事項（1）「奈良市の目指す教育について～次期奈良市教育振興基本計画（案）について～」</p> <p>テーマについて、資料に基づき事務局より説明の後、意見交換及び協議を行った。</p>
教育長	<p>これで非公開を除く本日の全ての案件は、終了いたしました。</p> <p>傍聴人の方は、ご退席願います。</p>
非公開案件	<p>この審議は、奈良市情報公開条例第29条第2号の規定により非公開とする。</p>
教育総務課長	<p>議案第27号「令和3年度奈良市立中学校夜間学級生徒募集要項について」教育総務課長より概要説明</p> <p>&lt;異議なし&gt;</p> <p>本件については、原案通り可決した。</p>
子ども政策課長	<p>議案第30号「奈良市立学校設置条例の一部改正について」子ども政策課長より概要説明</p> <p>&lt;異議なし&gt;</p> <p>本件については、原案通り可決した。</p>

協議事項

協議事項（２）「（仮称）一条高等学校附属中学校の設置について」

テーマについて、資料に基づき事務局より説明の後、意見交換及び協議を行った。

教 育 長

これで、本日の全ての案件が終了いたしました。

このほか、何かご意見、ご連絡等ございませんでしょうか。

それでは、次回定例教育委員会の日程についてご連絡をいたします。

11月の定例教育委員会は、11月20日金曜日午前10時の予定をしております。よろしくお願いたします。

これをもちまして、本日の教育委員会を閉会いたします。